

定期監査結果報告書

令和8年2月（その2）

岸和田市監査委員

第1 監査の対象

1 対象事務

令和6年度及び令和7年度事務事業(令和6年4月1日から令和7年11月30日まで)。
なお、必要に応じて他年度事務事業を含む。

2 対象部課等

(1) 対象部

市民病院事務局

(2) 対象課

経営管理課、医療マネジメント課、法人移行準備課

第2 監査の主な実施手続、着眼点及び指摘事項等の判断基準

岸和田市監査基準(令和2年監告示第7号)並びにこれに基づき策定した令和7年度岸和田市監査等実施方針及び令和7年度市民病院定期監査実施計画に定めるところにより、監査を実施した。

第3 監査の実施場所及び日程

1 実施場所

市立岸和田市民病院

2 日程

(1) 調査期間 令和8年1月6日から令和8年2月19日まで

(2) 監査実施日 令和8年2月19日

第4 監査の結果

監査の結果については、令和7年度岸和田市監査等実施方針に定める判断基準(※)に基づき決定した。

監査の結果の内容は、以下のとおりである。指摘事項としたものについては、是正・改善を検討し、措置を講じたときは通知されたい。また、各課において指摘された事項及びその他部内における注意を要する事項については、部内で共有し、再び誤りが生じないよう適切な事務処理に努められたい。

1 市民病院事務局

(1) 経営管理課

大阪府地域連携強化事業補助金等の収入事務、医事関連業務委託契約等の契約事務、行政財産の目的外使用許可等の財産管理事務、時間外勤務命令事務等について、関係書類等により調査した結果、一部の事務について指摘事項が認められた。

ア 指摘事項

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号を適用した随意契約について、岸和田市病院事業会計規則で定められた公表の手続に不備が見受けられた。(判断基準 ⑤)

(2) 医療マネジメント課

過年度個人滞納未収金の収入事務、滞納整理事務等について、関係書類等により調査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

(3) 法人移行準備課

時間外勤務命令事務について、関係書類等により調査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

(4) その他部内における注意を要する事項

令和6年度の消耗品費の支払について、業者からの請求書が一部重複していることに気付かず、二重に支払い、戻入しているものがあった。定例・反復的でかつ日常的に多量に行われる事務は、ミスが起きるリスクが非常に高くなることに留意し、会計事務全般が適時適切に処理されるよう組織的な管理点検体制の維持向上を図られたい。(判断基準 ②)

(※) 指摘事項及びその他部内における注意を要する事項の判断基準(令和7年度岸和田市監査等実施方針より抜粋)

(1) 指摘事項

- ① 市に損害を与えている、又は損害を与える恐れがあるもの
- ② 収入確保に適切な措置を要するもの
- ③ 予算を目的外に支出しているもの
- ④ 不必要な予算執行をしているもの
- ⑤ 法令や条例、通達等に違反しているもの
- ⑥ 契約や協定等に反しているもの
- ⑦ 機関の意思決定が適切になされていないもの
- ⑧ 書類の隠匿や改ざんその他の故意による違反行為があるもの
- ⑨ 重大な過失又は著しい怠慢によって誤りを生じているもの
- ⑩ 正確性、経済性、効率性又は有効性の観点から改善を要するもの
- ⑪ 前回、指摘事項又は注意を要する事項とした事項のうち、是正・改善されていないもの
- ⑫ 前回、観察事項とした事項のうち、再度誤りがあったもの(修正されたものを含む)
- ⑬ 注意事項に該当する事項が多数存在するなど財務事務が全般的に不適切であるもの
- ⑭ 上記の事項以外で、監査委員が特に指摘とすることが必要であると認めるもの

(2) その他部内における注意を要する事項

- ① 不当又は違法ではないが適切でないもの
- ② 執行機関等に改善・検討などを促し、又は注意を喚起することが必要と認められるもの
- ③ 上記の事項以外で、金額、手続、処理、方法等から見て比較的軽微な誤りと認められるもの